

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00069 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下<u>三者</u>を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>基本的引受基準</u></p> <p>(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない対象契約については、<u>設備財特約書</u>第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「別表 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00069 沿革 <u>平成27年11月2日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下<u>3者</u>を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1、<u>1.</u>に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>基本的引受基準</u></p> <p>(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「別表<u>1</u> 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾</p>	

新	旧	備考
<p>書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの</p> <p>(4) 設備財特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063。以下「名簿規程」という。）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上</u>事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。なお、対象契約の相手方が名簿に未登録の者又は名簿規程第4条第2項により名簿から削除されている者にあつては、速やかに名簿への登録を行うものとする。</p> <p>(5) 契約金額が500億円を超える対象契約については、次のとおりとする。</p> <p>① 2 <u>国別引受制限に適合する場合には、輸出等不能の非常事由</u>（貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第10号までのてん補事由をいう。）<u>及び代金回収不能の非常事由</u>（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第9号までのてん補事由をいう。）について、保険契約の申込みを要する。</p> <p>② 信用事由（約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。以下同じ。）については、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該てん補部分について、<u>輸出者、仲介貿易者又は技術提供者</u>（以下「輸出者等」という。）が保険契約の締結を希望する場合であつて、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) 対象契約の信用事由のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、対象契約の相手方が複数の場</p>	<p>書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2.に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの</p> <p>(4) 設備財特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063。以下「名簿規程」という。）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>の</u>事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。なお、対象契約の相手方が名簿に未登録の者又は名簿規程第4条第2項により名簿から削除されている者にあつては、速やかに名簿への登録を行うものとする。</p> <p>(5) 契約金額が500億円を超える対象契約については、次のとおりとする。</p> <p>① 2. <u>国別引受制限に適合する場合には、輸出不能及び代金回収不能</u>の非常事由（貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第10号までのてん補事由<u>並びに</u>約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第1号から第9号までのてん補事由をいう。）について、保険契約の申込みを要する。</p> <p>② 信用事由（約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。以下同じ。）については、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該てん補部分について、輸出者等が保険契約の締結を希望する場合であつて、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) 対象契約の信用事由（<u>約款第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。</u>）のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けに</p>	

新	旧	備考
<p>合であって、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① 輸出等不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ 名簿区分P及び事故管理区分R以外に格付けされている者を相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合は、双方の者。以下イにおいて同じ。）とする対象契約（契約金額が500億円以下のものに限る。）。ただし、信用事由のうち、約款第4条第11号の事由にあつては、対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされているものに限る。</p> <p>ロ 名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている者を相手方とする対象契約（契約金額が500億円以下のものに限る。）。であつて、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済されるもの（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下②において同じ。）</p> <p>なお、この場合は、<u>ILC取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととする。</u>（なお、②ロにおいて同じ。設備財特約書第4条第5項。）</p> <p>ハ (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ ~ロ (略)</p> <p>ハ 設備財特約書第4条第6項第2号ロに該当するもののうち、ユーザンスが1年以内のものであつて、バイヤー個別保証枠確認証によ</p>	<p>より次のとおりとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であつて、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① 輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ 名簿区分P及び事故管理区分R以外に格付けされている者を相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合は、双方の者。以下イにおいて同じ。）とする対象契約（契約金額が500億円以下のものに限る。）。ただし、信用事由のうち、約款第4条第11号の事由にあつては、対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされているものに限る。</p> <p>ロ 名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている者を相手方とする対象契約（契約金額が500億円以下のものに限る。）。であつて、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであつて、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済されるもの（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下②において同じ。）</p> <p>なお、この場合は、ILC取得前の信用事由による損失については、<u>てん補する責めに任じないこととなる。</u>（設備財特約書第4条第5項）</p> <p>ハ (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ ~ロ (略)</p> <p>ハ 設備財特約書第4条第6項第2号ロに該当するもののうち、ユーザンスが1年以内のものであつて、バイヤー個別保証枠確認証によ</p>	

新	旧	備考
<p>り、保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>ニ <u>設備財特約書第4条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約。</u>（上記ハに該当するものを除く。）</p> <p>③ <u>政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定する対象契約をいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失を以下のとおりで補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</u></p> <p>イ <u>「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び2により決済が行われる対象契約における輸出等不能の信用事由（対象契約の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）及び代金回収不能の信用事由</u></p> <p>ロ <u>上記イの対象契約に該当しない政府開発援助契約等における輸出等不能の信用事由（約款第4条第11号の事由にあっては対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る。）及び代金回収不能の信用事由</u></p> <p><u>なお、借款等の契約の締結前及び事故時発生日において当該借款等の契約が無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととする。（設備財特約書第4条第5項）</u></p> <p>④ 船舶特約書に係る保険契約の取扱い</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ <u>便宜置籍国（次表に掲げる国をいう。）及びそれらに準ずる国を仕向国、相手国又は支払国とする船舶の輸出契約に係る保険契約については、代金等の支払人又は代金等の支払の実質的保証人（保証人</u></p>	<p>り、保険契約の申込時において、代金等の全額が確認されたもの</p> <p>ニ <u>設備財特約書第4条第6項の各号に基づき、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約。</u>（上記ハに該当するものを除く。）</p> <p>③ <u>政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失を以下のとおりで補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</u></p> <p>イ. <u>政府開発援助契約等の1（1）及び2.については対象契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（対象契約の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）</u></p> <p>ロ. <u>上記イ. 以外の政府開発援助契約等については、L/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者、仲介貿易者若しくは技術提供者（以下「輸出者等」という。）への直接送金により決済される対象契約につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては対象契約の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされている場合に限る。</u></p> <p>④ 船舶特約書に係る保険契約の取扱い</p> <p>イ. <u>ノルウェー国のK/S（KOMMANDITSELSKAP）の場合、日本貿易保険は、対象契約の相手方が名簿上事故管理区分B及びR並びにEC格、SC格及び名簿区分P以外に格付けされている者が無限責任を負うことになっている場合以外は輸出不能の信用事由による損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>ロ.～ハ.（略）</p> <p>ニ. <u>便宜置籍国（次表に掲げる国をいう。）及びそれらに準ずる国を仕向国、相手国又は支払国とする船舶の輸出契約に係る保険契約については、代金等の支払人又は代金等の支払の実質的保証人（保証人</u></p>	

新	旧	備考
<p>が対象契約全体について対象契約の締結の相手方と相互に連帯責任を負う場合の保証人、又は対象契約に係る代金等の一部について保証を行う者（名簿区分P又は事故管理区分R以外に格付されている場合に限る。）が複数の場合であって、当該各保証人による保証額の合計が対象契約に係る代金等の全額に相当する場合の当該各保証人をいう。）の名簿の格付けにより輸出等不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由を、1(6)①から③の規定に基づきてん補するものとする。 (表略)</p>	<p>が対象契約全体について対象契約の締結の相手方と相互に連帯責任を負う場合の保証人、又は対象契約に係る代金等の一部について保証を行う者（名簿区分P又は事故管理区分R以外に格付されている場合に限る。）が複数の場合であって、当該各保証人による保証額の合計が対象契約に係る代金等の全額に相当する場合の当該各保証人をいう。）の名簿の格付けにより輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由を、1(6)①から③の規定に基づきてん補するものとする。 (表略)</p> <p><u>(7) OECD輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。</u></p> <p><u>① 契約金額が 3,000 万米ドル以上の公的バイヤー向けの2年未満案件（代金等のすべての部分の決済が各船積後1年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。）については、契約締結時又は契約発効時（契約後又は契約発効後 60 日以内という場合も含む。）に以下のとおり頭金の受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>イ. 中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額</u></p> <p><u>ロ. 高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額</u></p> <p><u>なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取決めにに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後 90 日以内という場合も含むものとする。</u></p> <p><u>(注) 上記イ及びロの国分類は、OECD輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。</u></p> <p><u>② 上記①にかかわらず、対象契約の締結時又は当該契約の発効時に所定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記①に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第4条第11号の事由により受ける損失についてはてん補する責めに任じない。</u></p>	
<p><u>(7)～(10)</u> (略)</p>	<p><u>(8)～(11)</u> (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(11) 次のいずれかに該当する対象契約は、設備財特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、輸出者等が保険契約の締結を希望する場合は、設備財特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① <u>契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」の1(1)（決済方式を問わない。）又は2に該当する対象契約</u></p> <p>② (略)</p> <p>(12) 設備財特約書附帯別表第6第1項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 <u>国別引受制限の(1)③-1又は③-2の条件に該当する対象契約とする。</u></p> <p>(13) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた対象契約であって、輸出者等が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 対象契約に従って設備等の設置又は改修工事が行われる場合であって、輸出者等が希望する場合は、プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成26年12月19日 14-制度-00223）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約であって約款第3条第1号に規定す</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する対象契約は、設備財特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、輸出者等が保険契約の締結を希望する場合は、設備財特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① <u>契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等の1(1)又は2. に該当する対象契約（決済方法のいかんを問わない。ラインバース方式等により決済が行われるものを含む。）</u></p> <p>② (略)</p> <p>(13) 設備財特約書附帯別表第6第1項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 <u>国別引受制限の(1)③-1又は③-2の条件に該当する対象契約とする。</u></p> <p>(14) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた対象契約であって、輸出者等が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 対象契約に従って設備等の設置又は改修工事が行われる場合であって、輸出者等が希望する場合は、プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成26年12月19日 14-制度-00223）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約であって約款第3条第1号に規</p>	

新	旧	備考
<p>るてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>2 国別引受制限 仕向国、支払国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国 次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>① - 1～① - 2 (略)</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。） (表略)</p> <p><u>(注1) ②における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u> <u>((2)①において同じ。)</u> <u>イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u> <u>ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているもの）に限る。以下（注2）ロ及び③ - 1 (ii) ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するILCにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、ILCの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p>	<p>定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>2. 国別引受制限 仕向国、支払国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国 次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>① - 1～① - 2 (略)</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。） (表略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>(注2) 前受金により支払いを受ける対象契約の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 対象契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認する I L Cにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L Cにより決済される対象契約</p> <p>ハ 支払が第三国となる対象契約</p> <p>なお、上記(ii)イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、I L C取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>また、上記ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。</p> <p>③ - 2 ③ - 1(ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C決済の<u>対象契約</u></p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1) <u>③ - 2における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 対象契約の全体が、政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合</u></p>	<p>③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本又は第三国（<u>上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。</u>）の銀行（<u>名簿上G S格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。</u>）が発行又は確認する I L Cにより決済される対象契約</p> <p>ハ 支払が第三国となる対象契約</p> <p>なお、上記(ii)イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、I L C取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>また、上記ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。</p> <p>③ - 2 ③ - 1(ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C決済の<u>案件。</u></p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ <u>対象契約の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては保険契約を締結する。</u></p> <p>ロ <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当する</u></p>	

新	旧	備考
<p>であって、<u>当該部分を除いた残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合</u>（ただし③ - 2に該当する場合を除く。）、政府開発援助契約等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）。</p> <p>ハ. <u>一の対象契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済に該当する対象契約</u>であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する<u>対象契約</u>については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない<u>対象契約</u>については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分（ただし③ - 2 (ii)に該当する部分を除く。）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の<u>受領</u>及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。</p> <p>ニ. <u>上記イからハ以外の場合、一の対象契約のうち政府開発援助契約等に該当する部分のみ</u>、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注2) ③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。 <u>イ</u> ~ <u>ロ</u> (略) (注3) ~ (注4) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国 ① 引受基準 政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『<u>国名</u>』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引受けない。したがって、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みが</p>	<p><u>もののうち、残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合</u>（ただし③ - 2に該当する場合を除く）、政府開発援助契約等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）。</p> <p>ハ. <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するもののうち、③ - 2 (i)に該当するもの又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済に該当する場合</u>であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する<u>案件</u>については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない<u>案件</u>については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分（ただし③ - 2 (ii)に該当する部分を除く。）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。</p> <p>ニ. <u>上記イからハ以外の場合、政府開発援助契約等に該当する部分のみ</u>、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注2) ③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。 <u>イ</u> . ~ <u>ロ</u> . (略) (注3) ~ (注4) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国 ① 引受基準 政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 <u>1</u> 国別引受基準」の『<u>国名</u>』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引受けない。したがって、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込</p>	

新	旧	備考
<p>なされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合であって、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等</p> <p>イ 「別表 国別引受基準」の『<u>契約等の金額の上限</u>』欄に金額の記載のある国を支払国とする対象契約については、<u>対象契約の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>ロ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『<u>決済方法に係る条件</u>』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ハ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『<u>その他の条件</u>』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>(注) 当該契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計が、契約金額となる場合を含む。）ものは次のものをいう。</p> <p>イ ~ ロ (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成27年11月16日</u>] この改正は、<u>平成27年11月30日</u>から実施する。</p>	<p>みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合であって、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表<u>1</u> 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等</p> <p>イ. 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表<u>1</u> 国別引受基準」の『<u>決済方法に係る条件</u>』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ロ. 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表<u>1</u> 国別引受基準」の『<u>その他の条件</u>』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>(注) 当該契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計が、契約金額となる場合を含む。）ものは次のものをいう。</p> <p>イ. ~ ロ. (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成27年11月2日</u>] この改正は、<u>平成27年11月10日</u>から実施する。</p>	

新	旧	備考
<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1. <u>2</u>年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1)～(2) (略)</p> <p>2. <u>起算点</u>については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ①～③ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1. <u>E/S</u> : Each Shipment 2. <u>M/S</u> : Middle Shipment 3. <u>LM/S</u> : Last Major Shipment 4. <u>P/A</u> : Provisional Acceptance 5. <u>C/O</u> : Commissioning</p>	<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1. <u>2</u>年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1)～(2) (略)</p> <p>2. <u>起算点</u>については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ①～③ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1. <u>E/S</u> : Each Shipment 2. <u>M/S</u> : Middle Shipment 3. <u>LM/S</u> : Last Major Shipment 4. <u>P/A</u> : Provisional Acceptance 5. <u>C/O</u> : Commissioning</p>	
<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>対象契約の仕向国</u>は、以下によるものとする。 ① (略) ② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国<u>(対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の締結の相手方が所在する国)</u> ③～④ (略)</p> <p>2. <u>(略)</u></p>	<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>対象契約の仕向国</u>は、以下によるものとする。 ① (略) ② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国。<u>ただし、対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の締結の相手方が所在する国</u> ③～④ (略)</p> <p>2. <u>(略)</u></p>	

新	旧	備考
<p>3 対象契約の保証国は、以下によるものとする。</p> <p>① ILCにより決済を行う場合は、ILC発行銀行の所在する国（ILC発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>当該支店の所在する国</u>）</p> <p>② 確認付のILCの場合は、当該ILCの確認銀行が所在する国（ILC確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>（当該支店の所在する国）</u>）</p>	<p>3. 対象契約の保証国は、以下によるものとする。</p> <p>① ILCにより決済を行う場合は、ILC発行銀行の所在する国。<u>ただし、ILC発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p> <p>② 確認付のILCの場合は、当該ILCの確認銀行が所在する国。<u>ただし、ILC確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p> <p><u>（注）上記①又は②のうちILCの発行（又は確認）銀行が支店であって本店が異なる国に所在する場合は、当分の間支店の所在国を保証国とすることを妨げない。ただし、この場合にあっては当該本店の所在国に係わるてん補事由による損失については、てん補しない。</u></p>	
<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>借款等（注）により決済される対象契約</u>をいう。</p> <p>1 決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者等への直接送金の<u>いずれかにより行われる借款等</u></p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 日本政府が支払人となる<u>贈与又は無償供与等</u></p> <p>注：<u>保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済。）であることを書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>もの</u>をいう。</p> <p>1. <u>次に掲げる借款等により決済が行われる対象契約であって、当該決済がL/Cスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は当該借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるもの</u></p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2. <u>贈与、無償供与等日本政府が支払人となる対象契約</u></p> <p><u>政府開発援助契約等に係る保険契約の申込みを行う場合には、当該対象契約の代金等が上記借款供与機関の実施する借款等により決済されるものであることを証する書類の写しを添付すること。</u></p>	

新	旧	備考
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が <u>15 億円以上</u>のものに限る。</p>	<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が <u>10 億円超</u>のものに限る。</p>	
<p>[別紙5] (略)</p>	<p>[別紙5] (略)</p>	
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>注1：1 <u>以下</u>のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の代金等の全部について、以下の①から⑩のいずれかに該当する①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑩の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>前項</u>に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う</p>	<p>[別表1]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>※「<u>契約等の金額の上限</u>」：一件当たりの対象契約の金額の上限 「<u>ユーザンスの上限</u>」：対象契約における代金等の支払猶予期間</p> <p>注1：1 <u>以下</u>のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の代金等の全部について、以下の①～⑩のいずれかに該当する①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑩の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>前項</u>に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合に</p>	

新	旧	備考
<p>場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について [日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合]（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00069）別表の注1に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>注2 （略）</p>	<p>について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について [日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合]（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00069）別表 1 の注1に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>注2 （略）</p>	
<p>(削除)</p>	<p><u>[別表2]</u></p> <p><u>国カテゴリー表</u> （略）</p>	